

# 赤穂市国土利用計画（第五次）

令和4年3月

赤 穂 市



## 目 次

前文	1
第1章 土地の利用に関する基本構想	2
第1節 土地利用の基本方針	2
第2節 利用区分別の土地利用の基本的方向	9
第2章 土地の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標およびその地域別の概要	12
第1節 土地の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標	12
第2節 地域別の概要	14
第3章 第2章に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要	17
第1節 公共の福祉の優先	17
第2節 国土利用計画法等の適切な運用	17
第3節 地域整備施策の推進	17
第4節 国土の保全と市民生活の安全の確保	17
第5節 環境の保全および快適性・健康性の確保	18
第6節 適正な土地利用転換の推進	19
第7節 土地の有効利用の促進	20
第8節 土地利用区分の設定	22
土地利用参考資料	
1 土地利用の推移（面積）	27
2 土地利用の規模の目標	28
3 利用区分ごとの土地利用の推移と目標	29
4 その他の推計データ	41
5 土地利用目標値の算出基礎	42
6 土地利用区分の定義	51



---

## 前文

---

国土利用計画は、計画的な国土の利用を図ることを目的とし、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図るとともに、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることを基本理念として策定する計画である。

計画事項として、

1. 国土の利用に関する基本構想
2. 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要
3. 2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

を定めるものである。

「赤穂市国土利用計画（第五次）」（以下「計画」という。）は、「国土利用計画（全国計画）」および「兵庫県国土利用計画（第五次）」を基本とし、「2030赤穂市総合計画」（以下「総合計画」という。）に即して、赤穂市の区域における土地の利用に関して、必要な事項について定めるものとする。

なお、今後の土地利用をめぐる社会潮流の変化を踏まえ、必要に応じてこの計画を見直すものとする。

---

# 第 1 章 土地の利用に関する基本構想

---

## 第 1 節 土地利用の基本方針

### 1 基本的な考え方

赤穂市の土地は、市民の生活および生産活動の重要な基盤であり、将来にわたる有限の資源であることから、その利用のあり方は、市民生活や地域の発展と深い結びつきを持っている。

したがって、市域の土地利用は「自然と歴史に育まれ 笑顔と希望あふれる 活力のあるまち」を将来像とした総合計画に即し、人口減少抑制の視点、地域共生社会構築の視点、地域活性化の視点を踏まえて、総合的かつ計画的に進めることとする。

また、本計画の実効性を高めるため、土地利用計画を定め、市域全体にわたる土地利用の適正な誘導を図ることとする。

### 2 市域の概要

本市は、兵庫県の南西部、近畿の西の玄関口に位置しており、東西 15.1km、南北 15.4km、総面積 12,685ha の広がりを持っている。

市域は、東に相生市、北に赤穂郡上郡町、西に岡山県備前市と接しており、南は瀬戸内海に面している。東西および北の三方を標高 200m～400m程度の山地に囲まれ、中央部のやや東よりを千種川が北から南へ流れている。

地質は、おおむね流紋岩および花崗岩系からなり、壤土、埴壤土を中心とした農耕に適した肥沃な土壌が広がっている。

気候は、比較的温暖で降水量の少ない瀬戸内海型気候に属しており、年平均気温は 16 度前後、降水量は年間約 1,000 mm程度である。

### 3 本市の社会的状況

2020 年（令和 2 年）の国勢調査（速報値）では、本市の総人口は 45,921 人、世帯数は 18,880 世帯となっている。近年、全国的に人口減少が進む中で、本市の人口推移も 2000 年（平成 12 年）から減少しており、今後も減少基調で推移していくことが予測される。

地域的には、旧赤穂町を中心とした南部の地域に人口が集中し、人口変動の状況や人口構造についても地域間の差がみられる。

本市は、1965 年（昭和 40 年）以降、南部の臨海地域に広がっていた塩田跡地を中心に企業誘致を積極的に進めた結果、現在では本市産業を支える臨海工業地帯が形成され、製造品出荷額等は約 3,000.1 億円にのぼっている（2020 年（令和 2 年）工業統計調査）。

また、商業・サービス業を中心とした第3次産業については、南部の市街地を中心に商業・サービス施設や各種業務施設が集積している。

これに対し農業は、北部の国道2号沿いや中部の千種川沿いの平坦地および南西部の福浦地区、南部の市街地周縁部に農地が広がっているものの、米作中心の比較的小規模な経営が中心であり、後継者問題などによる就業人口の減少が進んでいる。

林業は、市域の約3分の2が森林におおわれているものの、林業生産林としての採算性が見込めないため、ほとんど営まれていない。

公共交通は、赤穂インターチェンジのある山陽自動車道、国道2号、国道250号、国道373号などの幹線道路が走り、広域的な交通アクセスが確保されている。

さらに、JR山陽本線に1駅、JR赤穂線に4駅があり、このうち播州赤穂駅は、本市の玄関口として、通勤・通学等で多くの市民が乗降し、観光客にも利用されている。

## 4 土地利用の現況と課題

### (1) 土地利用の現況

本市は、赤穂藩の城下町として発達してきた歴史的経緯から、赤穂城周辺を中心に市街地が発達し、現在の南部の市街地が形成されてきた。市街地の中心部には、商業・サービス施設や各種業務施設が集積し、その周辺に土地区画整理事業によって形成された住宅地を中心に宅地が広がっており、これらの地域は、本市の人口集中地区を形成している。これらの既成市街地は、本市の都市基盤の中核であり、JR播州赤穂駅周辺においては、本市玄関口としての都市機能が集積し、加里屋地区においては、城下町としての歴史遺産を活かした個性的な景観が整備されている。

一方、南部の臨海地域の塩田跡地のうち千種川以西の部分は、比較的規模の大きな工場群が集積し臨海工業地帯を形成している。

農地については、国道2号沿いや中部の千種川沿いの平坦地および福浦地区、南部の市街地周縁部に分布している。

しかし、長年にわたり米の生産調整が続いた中で、労働力の不足や営農意欲の減退、後継者不足などから、一部では農地の利用率の低下が進んでいる。

また、瀬戸内海に面した臨海地域のうち、千種川以東の御崎地区は、美しい眺望や変化に富んだ海岸線、温泉などに恵まれていることから、県立赤穂海浜公園や赤穂温泉など、主として観光やレクリエーションの場として活用されている。

さらに、市街地景観形成地区に指定されている坂越地区においては、歴史的まちなみの保全に努めている。

この他の地域は、大部分が森林におおわれているが、林業生産林は少なく、もっぱら災害の防止や水源の保全かん養、環境保全などの公益的機能を果たしており、その一部は風致地区や保安林に指定されている。

## (2) 土地利用の課題

### ①人口減少・少子高齢化への対応

全国的に人口減少・少子高齢化が進行している中で、本市においても将来的に人口規模やまちの規模は小さくなることが予測されることから、それらに適切に対応できるまちづくりに取り組むことが求められている。

また、今後、超高齢社会を迎える時代に対応していくため、福祉施設、医療施設の充実に加え、道路・交通、公共施設、商業施設等においても、高齢者や障がいのある人にとって利用しやすいユニバーサル社会を実現する整備が必要である。

### ②安全・安心なまちづくり

阪神淡路大震災や東日本大震災をはじめ、近年、大型台風・集中豪雨などの全国的な自然災害の増加や被害の激甚化から、市民の安全・安心に関する意識が高まっており、災害に対する安全性の確保が求められている。

安全・安心は、すべての活動の基盤であることから、従来の防災対策に加え、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方にに基づき、レジリエンス（強靭さ・しなやかさ）を確保した取組を進めていくために、治山・治水対策の推進や森林が持つ山地保全機能の維持増進を図ることが必要である。

また、人口や産業が集積している地域など、災害によって甚大な被害を受ける可能性のある地域については、それぞれの地域の特性に応じた安全性の向上を図ることが必要である。

### ③地球環境の保全、資源循環型社会への配慮

世界的な人口増加や経済活動の拡大に伴う地球温暖化、生態系の破壊など、地球規模による環境問題の深刻化を背景として、環境への関心は高まりを見せており、東日本大震災を契機とした再生可能エネルギーの利用や省エネルギー化等の取組も注目されている。

こうした中で国は、脱炭素社会の実現に向け、省エネ・再エネ、気候変動対策、循環型社会、生物多様性、森林・海洋等の環境保全などの取組を進めており、土地利用についても、自然環境の保全に配慮し、長期的な視野に立った持続可能な利用を図ることが求められている。

そのため、清流千種川等の河川、里山、農地、ため池、自然海岸など、本市の自然的景観を醸している自然環境資源の保全・育成を図り、自然環境と共生したまちづくりを進めることが必要である。

また、市民・各種団体・事業者・行政などが、地球温暖化防止に取り組むとともに、資源やエネルギーの適切な利用に努め、脱炭素社会と循環型社会の構築を目指した取組を進めていくことが必要である。



#### ④美しく潤いのあるまちづくり

適切な管理が行われていない未利用地や空き家等の増加により、都市景観や生活環境の悪化が懸念されている。その中で、赤穂城跡や歴史的まちなみを魅力的な地域資源として保全活用し、快適で美しい都市景観の形成に取り組むことが求められている。

また、農地や森林等における大規模な太陽光発電施設の設置による自然環境等への影響が懸念されるとともに、農村・漁村地域については、従事者の減少、人口減少や少子高齢化による空き家、耕作放棄地の増加、管理の行き届いていない里山の荒廃を防止する等、美しい景観の形成や自然環境の保全が求められている。

これらの歴史的まちなみや自然環境等は、市民の心の豊かさを醸成する地域資源であり、美しい景観を形成する上で必要不可欠なものである。

そのため、歴史的・文化的風土の保存、自然との共生などを踏まえた良好な景観形成に努めるとともに、地域の個性を育みながら、景観資源の活用による交流や観光振興を通じて、地域活力の向上を目指すことが重要である。

#### ⑤土地の有効利用と総合的なマネジメント

市域全体の調和ある発展を図るとともに、社会潮流の変化に対応した適切な土地利用に努めることが求められている。

そのため、空き地等の未利用地や増加する空き家等、耕作放棄地などの有効利用に向けた、適切な施策を実施することが必要である。

土地の有効利用や質的向上にあたっては、多様化する市民ニーズや価値観をはじめ、「二地域居住」や「二地域就業」など、働き方改革等による生活様式の変化に的確に対応した土地利用が求められている。

このため、地域ごとに柔軟に対応し、総合的な土地利用マネジメントを行っていくことが必要である。

## 5 土地利用の将来展望

人口減少・少子高齢化が進行する中で、総合計画では、2030年（令和12年）の目標人口を42,000人と設定し、人口減少を抑制することを目指している。

目標人口の達成に向けて、赤穂城跡から加里屋地区、JR播州赤穂駅を経て駅北地区に至る南北軸を中心とした地域を都市機能エリアとして位置づけ、行政機能、商業機能、居住機能が集積する地域とする。

また、南部市街地を中心とした比較的人口密度が高い地域、JR坂越駅およびJR有年駅周辺の地域は、快適で機能的な生活基盤が整備され、生活環境が充実した利便性の高い地域とし、住宅用地や各種サービス施設・公共施設等の土地需要を高めていくものとする。

さらに、心の豊かさの醸成や快適な生活環境を与える緑の景観形成など、自然環境の保全に対して市民意識が高まりを見せていることから、千種川流域、国道2号沿線、福浦地区などに広がる農地や農業集落地域の農業生産基盤を活かし、ゆとりと潤いのある田園

生活を楽しめる地域とする。

臨海地域のうち千種川以東は、自然環境やまちなみ景観との調和を図りながら、自然や歴史と人がふれあう交流の場として土地利用の活用を図る。

このほか、山林を中心に緑豊かな自然が残されている地域については、自然環境の保全と育成に努め、森林の持つ公益的機能の増進を図るとともに、必要に応じて園地や遊歩道など、市民が自然にふれあい楽しむ場として利用できる地域にしていくこととする。

## 6 土地利用の方向

前記のような土地利用の現況と課題および将来展望を踏まえて、おおむね次のような土地利用の方向を設定し、今後 10 年程度の長期的な土地利用の量的調整と質的向上を図る。

また、これらを含め、土地利用の「総合的なマネジメント」を能動的に進めることにより、良好な状態で次世代へ引き継げるよう持続可能な土地管理を行う。

### (1) 量的調整における基本的方向

土地需要の量的調整に関しては、都市的土地利用について、未利用地の有効利用により合理化を図るとともに、計画的に良好な市街地の形成と再生を図る。

一方、農用地や森林などの自然的土地利用については、潤いのある自然環境の形成と災害の防止、水源の保全かん養など、市民生活に不可欠な公益的機能を有しており、農業の生産活動とゆとりある人間環境の場としての役割に配意して、適切な保全と耕作放棄地等の適切な利用を図る。

さらに、土地利用の転換については、土地利用の可逆性が容易に得られないこと、自然の生態系や循環系に影響を与えることなどを勘案し、自然的・社会的条件等も検討のうえ、総合的かつ計画的に行うことが重要である。特に、農用地や森林などの自然的利用から都市的利用への転換については、これらが市域の安全と環境の保全に大きな役割を果たしていることを認識し、その必要性や環境への影響について、事前に十分調査を行うものとする。

### (2) 質的向上における基本的方向

#### ①安全・安心に暮らせる市民生活の確保

災害が発生しても機能不全に陥らない「事前防災」、また、災害時における被害の最小化を図る「減災」の視点から、災害に対する安全性を総合的に高め、安全で安心して暮らせる土地利用を進める。

このため、治山・治水対策を推し進め、土地保全機能の維持増進を図るとともに、河川、ため池、海岸線などについては、引き続き防災対策の充実を図る。

さらに、防災面から住宅が密集する地域の環境整備を促進し、災害に強くゆとりのある市街地の形成を図るとともに、高齢者、障がいのある人をはじめ誰もが安全で安心して暮らせるユニバーサル社会づくりを進める。

## ②自然と共生する資源循環型社会の実現

本市の自然風土を守り、活かしながら、人間の生活と自然との関わりを見直し、自然と共生するまちづくりを進めていくとともに、土地利用については、自然循環システムの維持に十分配慮しつつ、農業の生産活動と、ゆとりある生活環境の調和を目指した適切な保全と活用を図る。

また、地球規模での環境問題に取り組むため、自然環境の保全をはじめとして、環境を守り持続的に発展することが可能な脱炭素社会や資源循環型社会の構築を目指すとともに、市民と自然とのふれあいの場の創出など、自然環境の適切な保全と活用に努める。

## ③快適で潤いのある生活環境の整備

移住・定住人口を確保するため、土地区画整理事業の計画的な推進により、質の高い快適な住宅地の確保に努める。

また、上下水道などの基礎的な生活環境を整備するとともに、環境汚染の防止に努める。

さらに、公園・緑地の計画的な整備・維持管理や都市緑化の推進、親水空間の形成など、市民生活の中に水と緑を積極的に取り入れた潤いのある生活環境を整備する。

## ④交流基盤の整備と魅力ある都市環境の形成

人やもの、情報などの地域を越えた活発な交流を促進するため、道路、港湾、情報通信施設など各種の交流基盤を充実する。

また、西播磨テクノポリスの副母都市としての役割を果たすため、中心市街地の都市機能および土地利用を図る。

## ⑤心の豊かさを実感できる美しいまちづくり

地域特性や固有文化を活かしながら、豊かな自然環境と歴史・文化との調和のとれた秩序あるまちづくりを推進するとともに、ゆとりある都市環境の形成、農村地域における緑豊かな環境の確保、歴史的・文化的風土の保存、地域の自然的・社会的条件等を踏まえた個性ある景観の保全・形成などを進める。

また、心のゆとりと豊かさを求める市民の多様なニーズに応えるため、生涯学習の機会の創出や各種芸術文化施設の計画的な整備・維持管理を行うとともに、歴史的価値の高いまちなみの保存修景や各種文化財の保全・整備に努め、多くの人々が本市の歴史や文化に親しめる環境づくりを推進する。

さらに、自由時間の増大や健康志向の高まりに対応するため、恵まれた自然環境を活用し、市民が気軽に利用できるスポーツ・レクリエーション施設等を充実する。

## ⑥土地利用の総合的マネジメント

土地については、生活および生産の基盤であるとともに、防災や環境、景観など多様な側面を有しており、また、所有者だけでなく、市民・各種団体・事業者・行政などが関わりを持つようになってきている。

このため、その利用にあたっては、地域の実情に即したものとなるよう合意形成を図るとともに、地域の主体的な取組を進めるほか、土地利用の影響の広域性を踏まえた地域間の適切な調整を図るなど、量的調整、質的向上とあわせて総合的なマネジメントに努める。

## 第2節 利用区分別の土地利用の基本的方向

### 1 農用地

農用地は、食料の供給源であるとともに、貴重な緑地空間として公益的機能をも有しているため、ほ場整備事業を進め、その完了地や予定地などの優良農地は極力これを保全する。

また、集落営農の推進や集落全体での共同活動等、利用権の集積による規模拡大などを通じて、安定した生産体制の充実を図り、生産性の向上に努める。

さらに、自然環境保全等農業の有する多面的機能の維持・発揮にも留意し、環境創造型農業など、環境への負荷低減に配慮した農業生産の推進を図る。

一方、既成市街地の農地については、営農実態や耕作者の意向等を把握するとともに、周辺の市街化進展状況を勘案しながら、当面、営農との調和を図りつつ、段階的に都市的土地利用への転換を促進する。

### 2 森林

市域の約3分の2を占める森林は、貴重な自然環境を形成し、災害の防止や水源の保全かん養、二酸化炭素の吸収、生物多様性の保全など、市民生活に不可欠な公益的機能を有しており、適正な保全・管理を進める。

また、自然災害に備える治山・治水事業により、流域治水対策など総合的な防災対策にも資する森林の整備活用に努める。

ただし、市街地や集落に隣接する森林などについては、生態系に配慮しつつ、良好な生活環境および自然とのふれあいの場を確保し、野生動物共生林整備等を図るなど、環境の保全や防災に十分留意しながら、必要に応じて秩序ある利用を図る。

### 3 水面・河川・水路

ため池は、農業用水や災害の未然防止機能を有しており、その保全および維持管理・改修を適切に行うものとする。

なお、農業用水として利用されることがなくなった場合は、決壊による下流域への被害の恐れがあるので、廃止についても検討する。

また、河川は、災害防止、市民の親水空間機能を有しており、必要な保全改修・維持管理に努めるとともに、自然環境の保全に配慮し、水源保護地域を指定して千種川の水質汚濁と水源の枯渇防止、自然の水質浄化作用、生物の多様な生息環境、都市における水と人とのふれあいの場等多様な機能の維持・向上を図る。

これら水面・河川・水路の整備にあたっては、水質や環境の保全に十分留意するとともに、周辺景観との調和を図るものとする。

## 4 道路

道路については、地域間の交流および産業活動を促進するとともに、災害時における輸送の多重性・代替性を確保し、土地の有効利用および安全・安心な生活・生産基盤の整備を進めるため、必要な用地を確保する。

また、市内幹線としての都市計画街路や主要道路についても、交流機能の強化と安全性の向上を図るため、新設、改良等のための用地確保に努める。

道路の整備にあたっては、安全性、快適性、防災機能の向上に努めるとともに、環境の保全にも十分配慮し、ユニバーサル社会に対応した道路環境の保全・創造を図る。

## 5 住宅地

住宅地については、秩序ある市街地形成や豊かな住生活を実現する観点から、住宅周辺的生活関連施設の整備や耐震性等のある住宅ストック等により、良好な居住環境を形成する。

さらに、住宅地の整備については、土地区画整理事業や密集住宅市街地整備促進事業等により、優良な宅地開発や地域防災力の向上を計画的に進めるとともに、空き家等の既存ストックの有効活用により、自然的土地利用等からの転換は抑制しつつ、必要な用地を確保する。

また、市街化調整区域においては、無秩序な市街化を抑制しながらも、特別指定区域制度の活用など、地域の実情に応じて土地利用を推進し、地域の活性化を図る。

## 6 工業用地

本市は、西浜工業団地や赤穂磯産業団地、赤穂清水工業団地などを中心に、電気機械、化学、窯業など多様な企業の立地が進み、特定の業種に大きく依存しない均衡のとれた産業構造となっている。

これら既存の産業団地内は土地利用が進み、新たな立地のための産業基盤用地が不足している。

このため、グローバル化や情報化の進展、サプライチェーンの回帰等に伴う工場の立地動向、産業・物流インフラの整備状況および地域産業活性化の動向等を踏まえ、環境の保全等に配慮しつつ、必要な用地の確保に努めるほか、新たな産業の導入により、工場移転等に伴って生ずる工場跡地の有効利用を図る。

また、西播磨テクノポリスの副母都市として、企業誘致活動に努め、未利用地の積極的な活用を図るほか、山陽自動車道赤穂IC周辺農地等は、地区計画等を用いて、民間活力による産業基盤の整備を進める。

さらに、公害防止や緩衝緑地の維持管理など、地域社会との調和および周辺環境の保全に努める。

## 7 その他

快適な市民生活を営んでいくうえで不可欠な公園施設および福祉施設等の公共施設については、市民ニーズの多様化に的確に対応し、必要な用地の確保に努めるとともに、防災性の確保と高齢者、障がいのある人をはじめ、誰もが安全で安心して利用できるよう配慮する。

---

## 第2章 土地の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標およびその地域別の概要

---

### 第1節 土地の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

#### 1 目標年次

この計画の目標年次は2030年度（令和12年度）とし、中間年次は2025年度（令和7年度）とする。

#### 2 目標人口

土地利用に関し基礎となる目標年次の人口は、総人口42,000人と想定する。

#### 3 土地利用区分

市域の土地利用に関する区分は、農用地、森林、宅地等の地目別区分とする。

#### 4 利用区分ごとの規模の目標

土地利用の区分ごとの規模の目標については、利用区分別の現況および土地利用転換のすう勢を基礎として、将来人口および各種開発事業等の進展状況を勘案しつつ、利用区分別に必要な土地面積を予測し、実態と調整の上、別表のとおり定める。

なお、別表の数値については、将来の社会潮流が不確定であることに鑑み、弾力的に理解されるべき性格のものである。



(別表) 土地の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

区分	年	面積 (ha)			構成比 (%)			増減 (ha)	
		令和2年	令和7年	令和12年	令和2年	令和7年	令和12年	令和7年 — 令和2年	令和12年 — 令和7年
農用地		847	831	814	6.68	6.55	6.42	△16	△17
	農地	847	831	814	6.68	6.55	6.42	△16	△17
	採草 放牧地	0	0	0	0	0	0	0	0
森林		8,065	8,059	8,052	63.58	63.53	63.48	△6	△7
原野		6	9	12	0.05	0.07	0.09	3	3
水面、河川 及び水路		557	557	556	4.39	4.39	4.38	0	△1
道路		465	468	471	3.67	3.69	3.71	3	3
宅地		1,111	1,183	1,241	8.76	9.33	9.78	72	58
	住宅 用地	460	473	486	3.63	3.73	3.83	13	13
	工業 用地	219	236	252	1.73	1.86	1.99	17	16
	その他 の宅地	432	474	503	3.41	3.74	3.97	42	29
その他		1,634	1,578	1,539	12.88	12.44	12.13	△56	△39
合計		12,685	12,685	12,685	100	100	100	0	0

※端数処理の関係上、合計値と合わない場合がある。

## 第2節 地域別の概要

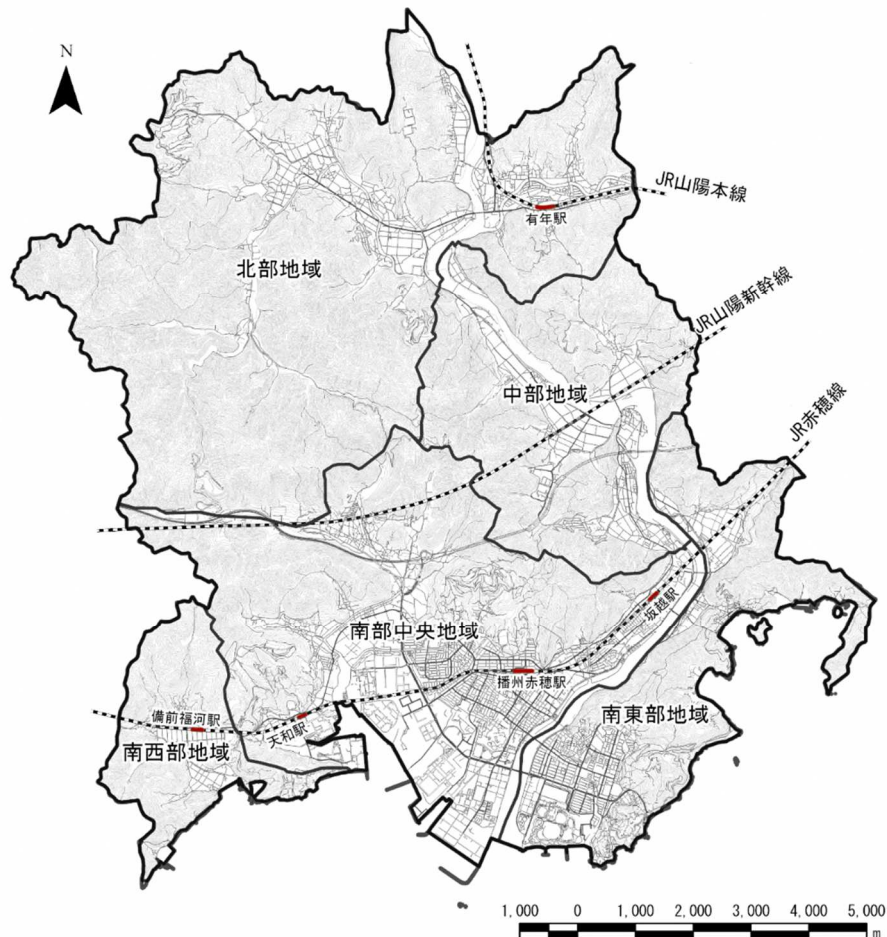
### 1 地域区分

土地利用を計画するにあたっては、本市の調和ある発展を図るため、総合的な土地利用区分と歴史・文化に基づく広がり、社会的条件などを考慮し、地域の特性を活かした計画的なまちづくりを推進する必要がある。

本市の地域区分は、地域ごとの自然的・歴史的特性および社会的条件等を勘案し、次のとおり設定する。

地域区分	地域の範囲
北部地域	有年地区
中部地域	高雄地区
南東部地域	坂越地区のうち千種川以東の区域および尾崎・御崎地区
南部中央地域	坂越地区のうち千種川以西の区域ならびに赤穂・城西地区、塩屋地区および西部地区のうち福浦地区を除く区域
南西部地域	福浦地区

土地利用の地域区分図



## 2 地域区分ごとの土地利用の目標

### (1) 北部地域

この地域は、本市北部一帯に広がる面積約 5,000ha の地域であり、本市総面積の約 40% を占め、国道 2 号沿いおよび千種川上流域に広がる若干の平坦地を除けば大部分が森林となっている。南部市街地に比べ都市基盤や生活環境の整備が相対的に立ち遅れている。

このため、国道 2 号バイパスの建設など、幹線道路の整備や土地区画整理事業等によって、下水道、公園、生活道路など、生活環境の整備を進めるとともに、都市基盤の充実を図り、新しい市街地の形成に努める。

また、この地域には貴重な古代遺跡群や山城などがあり、その保存整備を図りながら生産・生活・文化が一体となった新しい都市圏を形成する。

一方、この地域の農用地は比較的まとまりをもった優良な農地で、ほ場整備も完了しており、安定した生産基盤が整備されているため、農地の保全に努め、生産性の向上を図る。

豊かな森林については、その保全・育成に努めるとともに、必要に応じて環境の保全や生態系に配慮しつつ、市民と自然とのふれあいの場として、森林環境を活かしたレクリエーション機能の充実を図り、自然への理解を深める機会づくりを行う。

なお、この北部地域から中部地域および南東部地域の一部において、赤穂市の取水に係る地域の保全かん養を図り、水質の汚濁および水源の枯渇を防止し水源を保護するため、水源保護地域が指定されている。

### (2) 中部地域

この地域は、千種川流域を中心に広がる面積約 1,950ha の地域であり、千種川を軸として比較的まとまった農地が広がっているほかは、森林となっている。

農用地は、高い生産性が期待される優良農地として、生産基盤はおおむね整備されているため、農業生産基盤を活かして、ゆとりと潤いのある田園生活を楽しめる環境整備に努める。

また、清水工業団地には、化学工業品などの製造工場が立地している。

### (3) 南東部地域

この地域は、本市南東部の瀬戸内海に面した面積約 1,600ha の地域であり、海岸沿いの平坦地、塩田跡地に比較的新しい住宅地や県立赤穂海浜公園が形成されているほかは、大部分が森林となっている。

一方、この地域は美しい海岸線を有しており、自然環境や景観との調和を図りながら道路整備などを進める。

坂越地区に残されている歴史的まちなみについては、その保全に努める。

尾崎地区の旧市街地については、木造家屋が密集し、狭あいな道路が多いため、防災面から密集住宅市街地整備を促進する。

御崎地区周辺においては、瀬戸内海国立公園の景勝地や赤穂温泉など、地域資源を

活かした土地利用を促進する。

また、千種川流域には、まとまった農用地が残存しており、基盤整備を検討する。

#### (4) 南部中央地域

この地域は、本市の中心市街地を含む面積約 3,400ha の地域であり、行政機関や商業・業務施設、文化施設等が集積し、南部は塩田跡地を利用した臨海工業地帯が形成されている。

また、中心市街地の周辺部には住宅地に続いて、周辺に農用地および森林が広がっている。

既存の中心市街地については、城下町の歴史的遺産を活かした個性的な景観形成に努めるとともに、土地区画整理事業の推進により、新たな市街地の形成を進め、都市機能の集積を図る。

さらに、市民ニーズの多様化に対応するため、住宅地の確保や各種公共施設、都市的サービス施設等の充実を図るとともに、既存市街化区域内の農地については、周辺の都市化の動向を勘案しつつ、段階的に都市的土地利用への転換を促進する。

千種川や加里屋川などについては、防災・減災に努めるとともに、親水空間の形成を進め、潤いのある快適な都市環境の実現に努める。

臨海地域については、引き続き生産基盤の機能維持を図るとともに、未利用地の有効活用を推進する。

市街地外縁部に広がる山陽自動車道赤穂 I C 周辺の農用地については、土地の生産性や営農実態、立地条件等を踏まえながら、地区計画制度等を活用し、民間事業者と連携して都市的土地利用への転換を検討する。

なお、平坦で比較的まとまった農用地が残存している地域については、基盤整備を検討する。

森林については、保全することを原則としつつ、市街地に近接した地区については必要に応じて公園など都市的土地利用への転換を検討する。

#### (5) 南西部地域

この地域は、本市の南西部に位置し、ほとんどが農用地と森林からなる面積約 750ha の地域であり、農用地のほ場整備は完了している。

このため、農地は保全に努め、生産性の向上を図る。

また、この地域は南東部地域とともに恵まれた海岸線を有していることから、自然環境の保全に努めるとともに、都市的土地利用も検討する。

さらに、地域住民の利便性向上と地域活性化を図るため、市内循環バスの維持確保や空き家を活用したにぎわいづくりの創出に努める。

---

## 第3章 第2章に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

---

### 第1節 公共の福祉の優先

土地については、土地基本法の理念に基づき、公共の福祉を優先させるとともに、地域の自然的、社会的、経済的および文化的諸条件に応じた適正な利用が図られるよう努める。

このため、その他の土地利用計画に基づき、適正な土地利用の誘導や各種の規制措置等を通じた総合的な土地対策の実施を図る。

### 第2節 国土利用計画法等の適切な運用

国土利用計画法をはじめ、土地利用にかかる各種法令等の適切な運用を図ることにより、計画的な土地利用を推進し、適正な土地利用の確保と地価の安定に努めるとともに、市民の理解と合意形成を図る。

### 第3節 地域整備施策の推進

本市の発展のため、それぞれの地域の個性や多様性を活かしつつ、地域間の機能分担と交流・連携を促進し、地域の活性化を図る。

そのため、総合計画に基づき「安全な暮らしを実現する強靱な都市基盤の整備」「快適で魅力ある都市空間の形成」「自然環境の保全と住環境の充実」など、地域ごとの資源と特性を活かした地域整備を推進するとともに、事業計画等の策定にあたっては、社会的・経済的および環境的側面などについて、総合的に配慮する。

### 第4節 国土の保全と市民生活の安全の確保

森林の持つ防災機能を充実するため、保安林については、必要に応じて指定や適正な管理を行うとともに、治山事業等を積極的に推進し、無秩序な開発の未然防止に努める。

さらに、災害危険区域については、住宅移転等を計画的に進める。

一方、河川やため池、海岸等については、水害や高潮から市民生活を守るため、改修事業や海岸保全施設の整備を進める。

人口の集中している市街地については、交通安全施設の整備や防災対策など、安全・防災面に配慮するとともに、高齢者や障がいのある人にも配慮したユニバーサル社会のまちづくりを進め、適正かつ計画的な土地利用を推進する。

## 第5節 環境の保全および快適性・健康性の確保

森林を中心とした貴重な自然環境については、生態系に配慮しつつ、保全と育成を図るため、風致地区や自然環境保全地域等の管理に努めるとともに、自然歩道や森林レクリエーション施設など、自然とのふれあいの場を通じ自然保護に対する市民の意識の高揚を図る。

また、公害防止や緩衝緑地の維持管理、水源保護地域の指定、廃棄物の減量や再資源化を行うなど、生活環境の向上に努める。

一方、ゆとりと潤いのある快適な生活空間を形成するため、河川や海岸における親水機能の整備を図るとともに、歴史的なまちなみの保全、良好な市街地景観の形成等に努める。

さらに、市民や来訪者等に、のびやかな健康空間を提供するため、恵まれた自然資源を活用し、公園やスポーツ・レクリエーション施設等の整備を進める。

## 第6節 適正な土地利用転換の推進

### 1 自然的・社会的条件の変化に対応した利用転換

土地利用の転換については、その転換の不可逆性と影響の大きさに十分留意し、人口や産業の動向、周辺の土地利用の状況など、自然的・社会的条件を勘案して適正に行うこととする。

また、転換途上であっても、これらの条件の変化によって必要と認められるときは、速やかに計画の見直し等の適切な措置を講じることとする。さらに、農業的土地利用を含む自然的土地利用が減少している中、未利用地の有効活用を通じて、自然的土地利用の減少を抑制することを基本とする。

### 2 農用地の利用転換

農用地の利用転換を行う場合、生産基盤が整備された優良農地については極力これを避けることとし、将来にわたる生産体制の見通し、周辺地域の状況等を総合的に勘案しつつ、都市的土地利用との計画的な調整を図ることにより、無秩序な転用を抑制する。

### 3 森林の利用転換

森林の利用転換を行う場合、防災や水源かん養などの公益的機能の高い森林については、極力これを避けることとし、自然環境の保全や生態系に配慮しつつ、災害の発生や環境の悪化防止等に十分配慮する。

### 4 大規模な土地利用転換

大規模な開発等に伴って、大きな土地利用の変化が予想される地域については、周辺環境や景観との調和など、適正な土地利用について特に配慮するとともに、総合計画および土地利用計画との整合性を図り、地域住民の意向等、地域の実情を踏まえた適切な対応を図る。

## 第7節 土地の有効利用の促進

### 1 農用地の有効利用

農用地については、ほ場整備など生産基盤の整備を進め、生産性の向上に努めるとともに、集落営農の推進等生産体制の充実を図り、土地利用の高度化・効率化を図る。

また、遊休農地の保全管理や景観形成に努め、農村環境の保全を図る。

市街化区域内の農地については、市街化の進展状況等を勘案しつつ、宅地等への転換を計画的に進める。

### 2 森林の有効利用

森林については、その公益的機能を一層向上させるため、保全・管理に努めるとともに、森林環境教育やレクリエーション利用の場など、市民が自然とふれあう場として、多面的活用を推進する。

### 3 水面・河川・水路の有効利用

水面・河川・水路については、治水および利水の機能発揮に留意し、生物の多様な生息・生育環境としての機能を発揮するために必要な水量・水質の確保や整備に努める。

さらに、地域の景観と一体となった水辺空間の創出や水と人とのふれあいの場の形成を図る。

### 4 道路の有効利用

道路については、災害に強い安全で快適な道路の整備を図るとともに、ユニバーサル社会に対応した道路環境の保全・創造を図る。

### 5 住宅地の有効利用

住宅地およびその他の宅地については、コンパクト・プラス・ネットワークの推進等、計画的な人口集積と都市機能の集約化を図るなど、土地区画整理事業等と一体的な、合理的かつ健全で快適性と機能性を備えた都市機能の向上に努める。

また、既存ストックの有効活用や住宅の長寿命化、既存住宅の市場整備を通じて持続的な利用を図る。

さらに、土地所有者等の土地管理に対する意識の高揚に努め、遊休地や未利用地の活用を促進するとともに、安全性の向上とゆとりある快適な環境の確保に努める。

### 6 工業用地の有効利用

工業用地については、社会潮流の変化に的確に対応するとともに、西播磨テクノポリスの副母都市として、地域社会との調和や環境に配慮しつつ、新たな産業を導入するなど、未利用地の有効活用を図る。



## 7 未利用地の有効利用

未利用地については、総合計画に基づき、それぞれの立地条件や社会潮流等の変化を勘案し、積極的に有効利用の促進を図る。

## 8 土地利用の総合的マネジメント

土地利用について、地域の実情に即したものとなるよう、地域の合意形成を図り、公共事業による土地利用の改変にあたっては、事業計画等の策定段階において、地域住民の参画を進める。

また、近年、農地や森林等の管理の低下が懸念されており、土地所有者以外の者が、それぞれの特徴を活かして土地の管理に参加することは、土地の管理水準の向上に資するだけでなく、地域への愛着や交流促進、土地所有者の管理に対する関心の喚起など、適切な土地利用に資する効果が期待できる。

このため、所有者等による適切な管理や公的な役割に加え、市民・各種団体・事業者などが、農地の保全管理活動への参加や地元農産品、兵庫県産木材の購入、緑化活動に対する寄与など、さまざまな方法により土地の適切な管理に参画していく取組を推進する。

## 第8節 土地利用区分の設定

市域における秩序ある土地利用を促進するため、総合計画で定める土地利用の基本的方向に即して、地域ごとの土地利用の現況、立地特性および今後の開発可能性等を考慮し、長期的展望にたった土地利用区分をおおむね次のように設定する。

### 1 都市機能エリア

赤穂城から加里屋地区、JR播州赤穂駅を経て駅北地区に至る南北軸を中心とした地域を都市機能エリアとして位置づけ、行政機能、商業機能、居住機能等が集積する地域とする。

### 2 都市生活エリア

南部市街地を中心とした比較的人口密度の高い地域、JR坂越駅およびJR有年駅周辺等を都市生活エリアとして位置づけ、快適で機能的な生活基盤が整備され、生活環境が充実した利便性が高い地域とする。

### 3 土地利用検討エリア

山陽自動車道赤穂IC周辺農地等は、地区計画等を用いて、民間活力による産業基盤の整備を進めるとともに、福浦地区および御崎地区等においても、新たな土地利用を展開できるよう検討する。

### 4 産業エリア

緩衝緑地帯以南の旧塩田跡地を中心に広がる工業地域および清水地区を産業エリアとして位置づけ、産業生産基盤となる港湾や道路の機能維持を図るとともに、未利用地の有効活用や企業の立地促進を図り、生産機能を高める地域とする。

### 5 田園生活エリア

千種川流域、国道2号沿い、福浦地区等に広がる農地や農業集落地域を田園生活エリアとして位置づけ、農業生産基盤を活かして、ゆとりと潤いのある田園生活を楽しめる地域とする。

### 6 臨海景勝エリア

臨海地域のうち、千種川以東を臨海景勝エリアとして位置づけ、自然環境やまちなみ景観との調和を図りながら、自然と人が交流し、ふれあう場として整備、活用を図る地域とする。

## 7 自然環境活用エリア

赤穂ピクニック公園やふれあいの森周辺の森林を自然環境活用エリアとして位置づけ、緑豊かな森林環境を活かしたレクリエーション機能の充実を図り、市民が自然にふれあい、楽しむ場として利用できる地域とする。

## 8 自然環境保全エリア

緑豊かな森林環境が残されている地域であり、自然環境・自然景観資源として保全に努めるとともに、水源かん養や山地災害の防止等の機能増進を図るエリアとして位置づける。

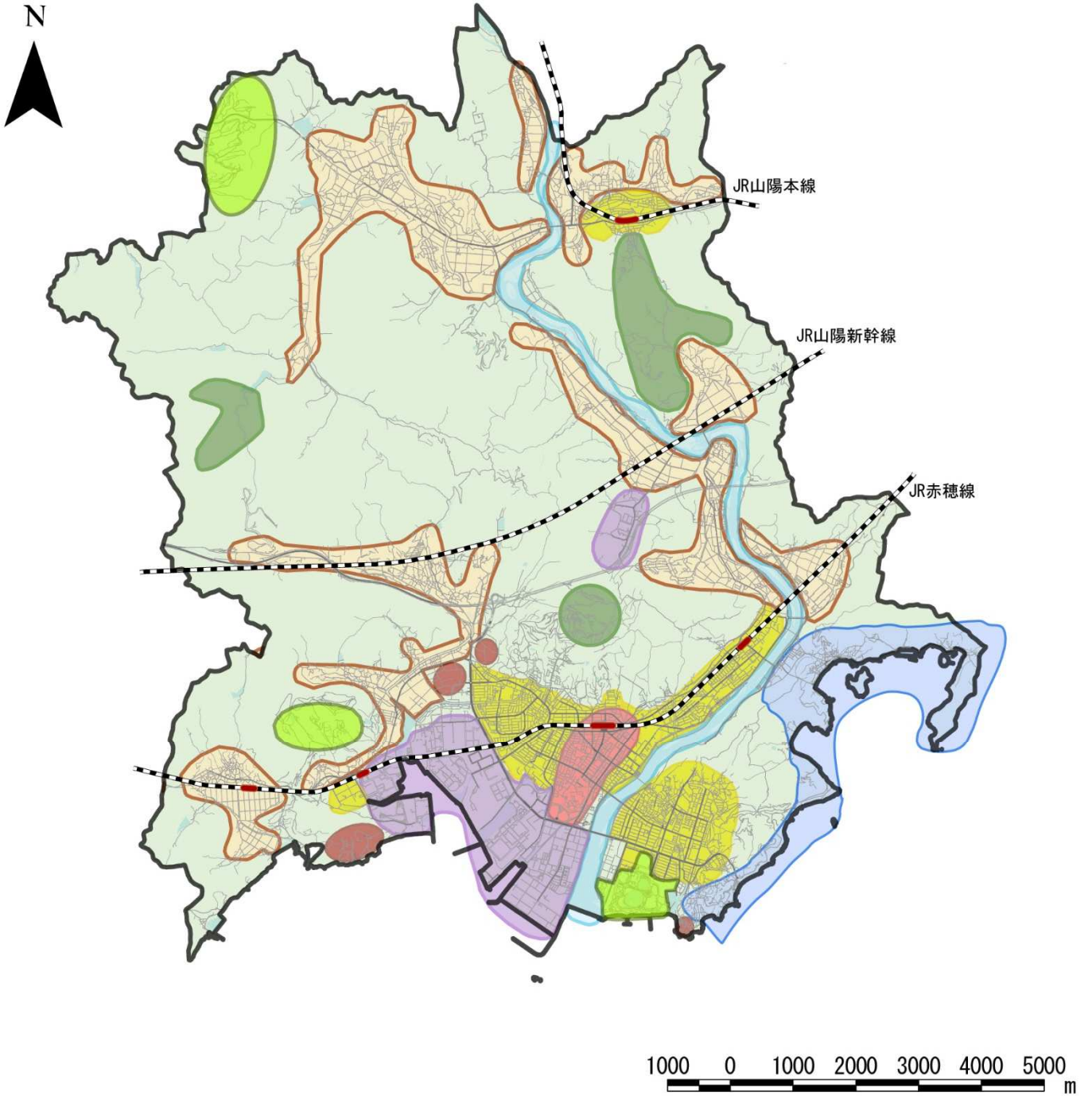
## 9 水辺空間保全・活用エリア

本市の骨格を形成する千種川を水辺空間保全・活用エリアとして位置づけ、水辺環境の保全に努めるとともに、市街地隣接部においては都市緑地として活用を図る地域とする。

## 10 レクリエーションエリア

ゴルフ場および県立赤穂海浜公園周辺については、周辺環境との調和を図りながら、広域的なスポーツ・レクリエーション活動の拠点となるエリアとして位置づける。

# 土地利用構想図



凡例		
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:red; border:1px solid black;"></span> 都市機能エリア	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:orange; border:1px solid black;"></span> 田園生活エリア	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:lightblue; border:1px solid black;"></span> 水辺空間保全・活用エリア
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:yellow; border:1px solid black;"></span> 都市生活エリア	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:blue; border:1px solid black;"></span> 臨海景勝エリア	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:limegreen; border:1px solid black;"></span> レクリエーションエリア
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:brown; border:1px solid black;"></span> 土地利用検討エリア	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:darkgreen; border:1px solid black;"></span> 自然環境活用エリア	
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:purple; border:1px solid black;"></span> 産業エリア	<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:lightgreen; border:1px solid black;"></span> 自然環境保全エリア	

## 土地利用參考資料



# 1 土地利用の推移（面積）

（単位：ha）

利用区分	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	平成 22年 — 令和 元年
農用地	886	881	877	874	868	863	857	852	851	846	△40
農地	886	881	877	874	868	863	857	852	851	846	△40
田	814	808	805	798	789	783	778	775	774	770	△44
畑	72	73	72	76	79	80	79	77	77	76	4
採草 放牧地	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
森林	8,076	8,076	8,076	8,076	8,076	8,071	8,069	8,068	8,067	8,067	△9
国有林	107	107	107	107	107	107	107	107	107	107	0
民有林	7,969	7,969	7,969	7,969	7,969	7,964	7,962	7,961	7,960	7,960	△9
原野	0	—	—	—	—	3	—	—	—	—	—
水面、河川 及び水路	560	560	560	559	559	559	559	559	559	559	△1
水面	44	44	44	44	44	44	44	44	44	44	0
河川	473	473	473	473	473	473	473	473	473	473	0
水路	43	43	43	42	42	42	42	42	42	42	△1
道路	460	459	461	461	462	461	461	461	464	465	5
宅地	1,090	1,093	1,096	1,097	1,099	1,101	1,103	1,105	1,105	1,108	18
住宅用地	433	436	438	441	444	447	449	452	454	457	24
工業用地	287	—	254	251	225	—	—	220	211	216	△71
その他の 宅地	370	—	404	405	430	—	—	433	440	435	65
その他	1,616	1,619	1,618	1,621	1,622	1,628	1,636	1,640	1,639	1,640	24
合計	12,688	12,688	12,688	12,688	12,686	12,686	12,685	12,685	12,685	12,685	△3

## 2 土地利用の規模の目標

※端数処理の関係上、合計値が合わない場合もある。

利用区分	面積(ha)			構成比(%)			増減(ha)	
	令和 2年	令和 7年	令和 12年	令和 2年	令和 7年	令和 12年	令和7年 — 令和2年	令和12年 — 令和7年
農用地	847	831	814	6.68	6.55	6.42	△ 16	△ 17
農地	847	831	814	6.68	6.55	6.42	△ 16	△ 17
田	768	749	729	6.05	5.90	5.75	△ 19	△ 20
畑	79	82	85	0.62	0.65	0.67	3	3
採草 放牧地	0	0	0	0	0	0	0	0
森林	8,065	8,059	8,052	63.58	63.53	63.48	△6	△7
国有林	107	107	107	0.84	0.84	0.84	0	0
民有林	7,958	7,952	7,945	62.74	62.69	62.63	△6	△7
原野	6	9	12	0.05	0.07	0.09	3	3
水面、河川 及び水路	557	557	556	4.39	4.39	4.38	0	△ 1
水面	43	43	43	0.34	0.34	0.34	0	0
河川	473	473	473	3.73	3.73	3.73	0	0
水路	41	41	40	0.32	0.32	0.32	0	△ 1
道路	465	468	471	3.67	3.69	3.71	3	3
宅地	1,111	1,183	1,241	8.76	9.33	9.78	72	58
住宅用地	460	473	486	3.63	3.73	3.83	13	13
工業用地	219	236	252	1.73	1.86	1.99	17	16
その他の 宅地	432	474	503	3.41	3.74	3.97	42	29
その他	1,634	1,578	1,539	12.88	12.44	12.13	△ 56	△ 39
合計	12,685	12,685	12,685	100	100	100	0	0



### 3 利用区分ごとの土地利用の推移と目標

#### (1) 農用地

※端数処理の関係上、合計値が合わない場合もある。

区分	農用地面積					対前年比	人口	総農家数	農業就業人口	人口 1人当り 農用地 面積	農業就業 人口 1人当り 農用地 面積
	田	畑	農地計	採草放牧地	合計						
元号	ha	ha	ha	ha	ha	%	人	戸	人	(a/人)	(a/人)
平成22年	814	72	886	0	886	—	51,144	1,168	740	1.7	119.7
平成23年	808	73	881	0	881	99.44	50,821	—	—	1.7	—
平成24年	805	72	877	0	877	99.55	50,742	—	—	1.7	—
平成25年	798	76	874	0	874	99.66	50,381	—	—	1.7	—
平成26年	789	79	868	0	868	99.31	50,042	—	—	1.7	—
平成27年	783	80	863	0	863	99.42	49,699	950	414	1.7	208.5
平成28年	778	79	857	0	857	99.30	49,208	—	—	1.7	—
平成29年	775	77	852	0	852	99.42	48,595	—	—	1.8	—
平成30年	774	77	851	0	851	99.88	47,921	—	—	1.8	—
令和元年	770	76	846	0	846	99.41	47,486	—	—	1.8	—
令和2年	768	79	847	0	847	100.12	46,853	732	390	1.8	217.2
令和7年	749	82	831	0	831	98.11	43,877	514	366	1.9	227.0
令和12年	729	85	814	0	814	97.95	42,000	296	350	1.9	232.6

資料：兵庫農林水産統計年報、採草放牧地については世界農林業センサス林業調査報告書、人口については住民基本台帳（各年は9月末現在の値）、令和7年は「2025赤穂市総合戦略」における将来展望人口、令和12年は「2030赤穂市総合計画」における目標人口による。総農家数と農業就業人口は、兵庫農林水産統計年報による。

(注) 令和2年、令和7年、令和12年の推計値の算出についてはP42の推計資料参照。

令和2年、令和7年、令和12年の総農家数は、平成22年及び平成27年の変化量から算出した推計値である。

令和2年、令和7年、令和12年の農業就業人口は、平成27年における総人口に対する農業就業人口の割合と、将来人口推計値をもとに設定した推計値である。

## (1)-2 市街化区域農地面積の推移

(単位：ha)

平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年
169.9	168.4	166.3	164.1	161.7	156.2	153.5	151.9	145.5	142.6	139.8

## (1)-3 用途別農地転用許可・届出面積の推移

(単位：a)

区分	住宅用地	工鉱業 用地	学校用地	公園・ 運動場等 用地	鉄道・ 道路・ 水路敷地 等	その他の 建物施設 用地	植林	その他 不明	合計
平成22年	237	38	—	—	—	10	—	3	288
平成27年	551	—	—	—	—	4	—	—	555
令和2年	186	93	—	—	1	110	—	3	393

## (2) 森林

区分	森林面積			対前年比	人口	市面積	人口 1人当り 森林面積	市面積 に占める 森林面積 の割合
	国有林	民有林	合計					
元号	ha	ha	ha	%	人	ha	(ha/人)	(%)
平成22年	107	7,969	8,076	—	51,144	12,688	0.16	63.65
平成23年	107	7,969	8,076	100	50,821	12,688	0.16	63.65
平成24年	107	7,969	8,076	100	50,742	12,688	0.16	63.65
平成25年	107	7,969	8,076	100	50,381	12,688	0.16	63.65
平成26年	107	7,969	8,076	100	50,042	12,686	0.16	63.66
平成27年	107	7,964	8,071	99.94	49,699	12,686	0.16	63.62
平成28年	107	7,962	8,069	99.98	49,208	12,685	0.16	63.61
平成29年	107	7,961	8,068	99.99	48,595	12,685	0.17	63.60
平成30年	107	7,960	8,067	99.99	47,921	12,685	0.17	63.59
令和元年	107	7,960	8,067	100	47,486	12,685	0.17	63.59
令和2年	107	7,958	8,065	99.98	46,853	12,685	0.17	63.58
令和7年	107	7,952	8,059	99.93	43,877	12,685	0.18	63.53
令和12年	107	7,945	8,052	99.91	42,000	12,685	0.19	63.48

資料：兵庫県林業統計書、人口については住民基本台帳(各年は9月末現在の値)、令和7年は「2025 赤穂市総合戦略」における将来展望人口、令和12年は「2030 赤穂市総合計画」における目標人口による。

(注) 令和2年、令和7年、令和12年の推計値の算出についてはP43の推計資料参照。

(3) 原野

区分	原野面積	対前年比 (R2以降は5 か年毎の推 計比)
元号	ha	%
平成 22 年	0	—
平成 23 年	—	—
平成 24 年	—	—
平成 25 年	—	—
平成 26 年	—	—
平成 27 年	3	—
平成 28 年	—	—
平成 29 年	—	—
平成 30 年	—	—
令和元年	—	—
令和 2 年	6	—
令和 7 年	9	150
令和 12 年	12	133.33

資料:世界農林業センサス、兵庫県統計書による。

令和 2 年、令和 7 年、令和 12 年の推計値の算出については P44 の推計資料参照。

(4) 水面、河川及び水路

区分	水面	河川	水路	合計	対前年比
元号	ha	ha	ha	ha	%
平成 22 年	44	473	43	560	—
平成 23 年	44	473	43	560	100
平成 24 年	44	473	43	560	100
平成 25 年	44	473	42	559	99.82
平成 26 年	44	473	42	559	100
平成 27 年	44	473	42	559	100
平成 28 年	44	473	42	559	100
平成 29 年	44	473	42	559	100
平成 30 年	44	473	42	559	100
令和元年	44	473	42	559	100
令和 2 年	43	473	41	557	99.64
令和 7 年	43	473	41	557	100
令和 12 年	43	473	40	556	99.82

(注)水面については市農林水産課ため池台帳による。

令和 2 年、令和 7 年、令和 12 年の推計値の算出については P45 の推計資料参照。

(4)-2 河川面積の算出

種類(級)	名称	本市通過距離(m)	平均幅員(m)	市内河川面積(m <sup>2</sup> )
2級	千種川	19,600	172	3,366,000
〃	加里屋川	9,230	17	159,850
〃	大津川	6,735	33	222,000
〃	塩屋川	2,435	39	95,200
〃	新川	1,974	25	49,060
〃	権現川	675	20	13,500
〃	柿山川	895	8	7,320
〃	亀谷川	185	4	750
〃	県山川	160	6	960
〃	大津湯ノ内川	1,780	8	14,000
〃	高雄川	1,766	17	30,600
〃	加里屋川放水路	555	36	19,880
〃	矢野川	3,400	45	153,700
〃	長谷川	6,922	37	254,634
	合計	56,312	—	4,387,454

資料:河川管理統計による。

(4)-3 水路面積の算出

区分	整備済み 水田面積	× 0.069	未整備 水田面積	× 0.037	合計 水路面積
元号	ha	ha	ha	ha	ha
平成 22 年	413	28.50	395	14.62	43
平成 23 年	413	28.50	392	14.50	43
平成 24 年	413	28.50	385	14.25	43
平成 25 年	413	28.50	376	13.91	42
平成 26 年	413	28.50	370	13.69	42
平成 27 年	413	28.50	365	13.51	42
平成 28 年	413	28.50	362	13.39	42
平成 29 年	413	28.50	361	13.36	42
平成 30 年	413	28.50	357	13.21	42
令和元年	413	28.50	357	13.21	42
令和 2 年	413	28.50	347	12.84	41
令和 7 年	413	28.50	335	12.40	41
令和 12 年	413	28.50	323	11.95	40

資料：市農林水産課、兵庫農林水産統計年報による。

(注) 整備済み水田面積とはほ場整備が実施された面積とし、県の比率を乗じたものである。

令和 2 年、令和 7 年、令和 12 年の推計値の算出については P45 の推計資料参照。

## (5) 道路

区分	道路面積				対前年比	人口	市面積	人口 千人当り 道路面積	市面積 に占める 道路面積 の割合
	一般 道路	農 道	林 道	合 計					
元号	ha	ha	ha	ha	%	人	ha	(ha/千人)	%
平成 22 年	417	39	4	460	—	51,144	12,688	8.99	3.63
平成 23 年	416	39	4	459	99.78	50,821	12,688	9.03	3.62
平成 24 年	418	39	4	461	100.44	50,742	12,688	9.09	3.63
平成 25 年	418	39	4	461	100	50,381	12,688	9.15	3.63
平成 26 年	419	39	4	462	100.22	50,042	12,686	9.23	3.64
平成 27 年	419	39	3	461	99.78	49,699	12,686	9.28	3.63
平成 28 年	419	39	3	461	100	49,208	12,685	9.37	3.63
平成 29 年	419	39	3	461	100	48,595	12,685	9.49	3.63
平成 30 年	422	39	3	464	100.65	47,921	12,685	9.68	3.66
令和元年	423	39	3	465	100.22	47,486	12,685	9.79	3.67
令和 2 年	423	39	3	465	100	46,853	12,685	9.92	3.67
令和 7 年	426	39	3	468	100.65	43,877	12,685	10.67	3.69
令和 12 年	430	38	3	471	100.64	42,000	12,685	11.21	3.71

資料：市土木課道路台帳等、人口については住民基本台帳（各年9月末）、令和7年は「2025赤穂市総合戦略」における将来展望人口、令和12年は「2030赤穂市総合計画」における目標人口による。

（注）令和2年、令和7年、令和12年の推計値の算出についてはP46の推計資料参照。

(5)-2 一般道路の実延長

区分	国道	県道	市道
元号	m	m	m
平成 22 年	26,681	60,868	423,225
平成 23 年	26,007	61,680	423,683
平成 24 年	26,006	64,274	424,192
平成 25 年	26,006	64,274	424,276
平成 26 年	26,006	64,274	421,989
平成 27 年	26,006	64,262	424,266
平成 28 年	26,006	64,262	424,588
平成 29 年	26,006	64,262	424,913
平成 30 年	25,947	64,262	424,948
令和元年	25,947	64,262	424,996
令和 2 年	25,947	64,006	425,463
令和 7 年	25,680	66,057	426,284
令和 12 年	25,494	67,237	427,311

資料：市土木課道路台帳等による。

(注)「国道2号」部分については、延長8,940mで算出。

(5)-3 一般道路面積の算出

区分	高速道路	国道	県道	市道	合計
元号	ha	ha	ha	ha	ha
平成 22 年	82	31	51	253	417
平成 23 年	82	30	51	253	416
平成 24 年	82	31	51	254	418
平成 25 年	82	31	51	254	418
平成 26 年	82	31	51	255	419
平成 27 年	82	31	51	255	419
平成 28 年	82	31	51	255	419
平成 29 年	82	31	51	255	419
平成 30 年	82	32	51	257	422
令和元年	82	32	51	258	423
令和 2 年	82	32	51	258	423
令和 7 年	82	33	51	260	426
令和 12 年	82	34	51	263	430

(注)「高速道路」「国道」「県道」の各面積については各管理者資料による。ただし、「国道2号」部分については、平均幅員12mで算出。「市道」については市土木課道路台帳による。

(注) 令和2年、令和7年、令和12年の推計値の算出についてはP46の推計資料参照。

## (5)-4 林道面積の算出

区分	国有林道延長	× 10.2	民有林道延長	× 7.7	合計
元号	m	m <sup>2</sup>	m	m <sup>2</sup>	ha
平成 22 年	—	—	4,911	37,814.7	4
平成 23 年	—	—	4,911	37,814.7	4
平成 24 年	—	—	4,911	37,814.7	4
平成 25 年	—	—	4,911	37,814.7	4
平成 26 年	—	—	4,911	37,814.7	4
平成 27 年	—	—	4,075	31,377.5	3
平成 28 年	—	—	4,075	31,377.5	3
平成 29 年	—	—	4,075	31,377.5	3
平成 30 年	—	—	4,075	31,377.5	3
令和元年	—	—	4,075	31,377.5	3
令和 2 年	—	—	4,075	31,377.5	3
令和 7 年	—	—	4,075	31,377.5	3
令和 12 年	—	—	4,075	31,377.5	3

資料: 市農林水産課による。

(注) 兵庫県林業統計書による民有林・国有林面積比で各林道延長を算出し、県の平均幅員を乗じる。

## (5)-5 農道面積の算出

区分	整備済み農地面積	× 0.068	未整備農地面積	× 0.024	合計
元号	ha	ha	ha	ha	ha
平成 22 年	413	28.08	468	11.23	39
平成 23 年	413	28.08	464	11.14	39
平成 24 年	413	28.08	461	11.06	39
平成 25 年	413	28.08	455	10.92	39
平成 26 年	413	28.08	450	10.80	39
平成 27 年	413	28.08	444	10.66	39
平成 28 年	413	28.08	439	10.54	39
平成 29 年	413	28.08	438	10.51	39
平成 30 年	413	28.08	433	10.39	39
令和元年	413	28.08	433	10.39	39
令和 2 年	413	28.08	433	10.39	39
令和 7 年	413	28.08	411	9.86	39
令和 12 年	413	28.08	390	9.36	38

資料: 市農林水産課、兵庫農林水産統計年報による。

(注) 整備済み農地面積の算出についてはほ場整備済み面積とし、県の比率を乗じたものである。



## (6) 宅地

区分	住宅用地	工業用地	その他の宅地	宅地合計(A)	対前年比	人口(B)	世帯数(C)	人口1人当り宅地面積(A/B)	1世帯当り宅地面積(A/C)
元号	ha	ha	ha	ha	%	人	世帯	m <sup>2</sup> /人	m <sup>2</sup> /世帯
平成 22 年	433	287	370	1,090	—	51,144	19,801	213	550
平成 23 年	436	—	—	1,093	100.28	50,821	19,893	215	549
平成 24 年	438	254	404	1,096	100.27	50,742	20,095	216	545
平成 25 年	441	251	405	1,097	100.09	50,381	20,165	218	544
平成 26 年	444	225	430	1,099	100.18	50,042	20,297	220	541
平成 27 年	447	—	—	1,101	100.18	49,699	20,394	222	540
平成 28 年	449	—	—	1,103	100.18	49,208	20,468	224	539
平成 29 年	452	220	433	1,105	100.18	48,595	20,453	227	540
平成 30 年	454	211	440	1,105	100	47,921	20,407	231	541
令和元年	457	216	435	1,108	100.27	47,486	20,524	233	540
令和 2 年	460	219	432	1,111	100.27	46,853	20,537	237	541
令和 7 年	473	236	474	1,183	106.48	43,877	20,933	270	565
令和 12 年	486	252	503	1,241	104.90	42,000	21,351	295	581

資料：住宅地については「固定資産に関する概要調書」より算出、工業用地については「兵庫の工業」工業統計調査結果報告書により算出。

人口については住民基本台帳(各年9月末)、令和7年は「2025赤穂市総合戦略」における将来展望人口、令和12年は「2030赤穂市総合計画」における目標人口による。

(注)令和2年、令和7年、令和12年の推計値の算出についてはP47～49の推計資料参照。

平成23年、平成27年、平成28年の「工業用地」と「その他住宅地」は、工業統計調査を行っていないため「—」表示とした。

## (6)-2 住宅地

区分	住宅地用面積			対前年比	世帯数	1世帯当り 住宅地面積
	公営住宅 用地	その他の 住宅地	合計			
元号	ha	ha	ha	%	世帯	m <sup>2</sup> /世帯
平成 22 年	14	419	433	—	19,801	219
平成 23 年	14	422	436	100.69	19,893	219
平成 24 年	14	424	438	100.46	20,095	218
平成 25 年	14	427	441	100.68	20,165	219
平成 26 年	14	430	444	100.68	20,297	219
平成 27 年	14	433	447	100.68	20,394	219
平成 28 年	14	435	449	100.45	20,468	219
平成 29 年	14	438	452	100.67	20,453	221
平成 30 年	14	440	454	100.44	20,407	222
令和元年	14	443	457	100.66	20,524	223
令和 2 年	14	446	460	100.66	20,537	224
令和 7 年	14	459	473	102.83	20,933	226
令和 12 年	14	472	486	102.75	21,351	228

資料:「固定資産に関する概要調書」、世帯数については住民基本台帳(各年9月末)による。

(注)・令和2年、令和7年、令和12年の推計値の算出についてはP47の推計資料参照。

## (6)-3 工業用地

区分	工業用地面積	対前年比 (R2以降は5か 年毎の推計比)	工業用地面積 (30人以上)	製造品出荷額 (4人以上 29人以下)	製造品出荷額 (30人以上)
元号	ha	%	m <sup>2</sup>	万円	万円
平成22年	287	—	2,446,930	3,347,944	19,686,799
平成23年	—	—	—	—	—
平成24年	254	—	2,537,888	3,485,500	20,885,642
平成25年	251	98.82	2,511,205	3,398,097	20,116,898
平成26年	225	89.64	2,253,542	3,708,069	21,002,394
平成27年	—	—	—	—	—
平成28年	—	—	—	—	—
平成29年	220	—	2,201,306	4,269,100	20,972,525
平成30年	211	95.91	2,106,807	3,700,037	22,330,886
令和元年	216	102.37	2,162,321	4,267,996	22,926,978
令和2年	219	101.39	2,072,750	4,248,197	22,745,149
令和7年	236	107.76	1,841,567	4,729,364	24,271,355
令和12年	252	106.78	1,610,384	5,210,531	25,797,560

資料:「兵庫の工業」工業統計調査結果報告書による。

(注)平成23年、平成27年、平成28年の「工業用地面積」「対前年比」「工業用地面積(30人以上)」「製造品出荷額(4人以上29人以下)」「製造品出荷額(30人以上)」は、工業統計調査を行っていないため「—」表示とした。

令和2年、令和7年、令和12年は過去の値と赤穂IC周辺の土地利用転換を考慮した推計値とした。

## (6)-4 その他の宅地

区分	その他の宅地面積	対前年比 (R2以降は5か 年毎の推計比)
元号	ha	%
平成22年	370	—
平成23年	—	—
平成24年	404	—
平成25年	405	100.25
平成26年	430	106.17
平成27年	—	—
平成28年	—	—
平成29年	433	—
平成30年	440	101.62
令和元年	435	98.86
令和2年	432	99.31
令和7年	474	109.72
令和12年	503	106.12

(注)面積は「固定資産に関する概要調書」の宅地面積から住宅地及び工業用地の面積を差し引いたものである。平成23年、平成27年、平成28年は工業統計調査を行っていないため、「工業用地面積」「—」としたことから、その他の宅地面積も「—」表示とした。

(7) その他

区分	その他の面積	対前年比
元号	ha	%
平成 22 年	1,616	—
平成 23 年	1,619	100.19
平成 24 年	1,618	99.94
平成 25 年	1,621	100.19
平成 26 年	1,622	100.06
平成 27 年	1,628	100.37
平成 28 年	1,636	100.49
平成 29 年	1,640	100.24
平成 30 年	1,639	99.94
令和元年	1,640	100.06
令和 2 年	1,634	99.63
令和 7 年	1,578	96.57
令和 12 年	1,539	97.53

(注)「その他」とは、市土面積から「農用地」、「森林」、「原野」、「水面・河川・水路」、「道路」及び「宅地」の各面積を差し引いたものである。

(7)-2 利用区分の「その他」の内訳(令和 2 年)

区分	面積(ha)	主な内訳
ゴルフ場	81.2	赤穂カントリークラブ、赤穂国際カントリークラブ
鉄軌道用地	35.5	
公園用地	193.67	赤穂海浜公園、赤穂城南緑地等
その他	1,323.63	雑種地等
合計	1,634	

(注)ゴルフ場、鉄軌道用地面積は、「固定資産に関する概要調書」より算出。  
公園用地面積については、「都市計画の概要」より算出。

#### 4 その他の推計データ

区分	令和2年	令和12年	推計方法
総人口	46,853	( $\Delta$ 4,853) 42,000	2030 赤穂市総合計画の目標人口による。
農業就業人口	390	( $\Delta$ 40) 350	平成27年時の総人口に対する農業人口の割合を、将来推計人口に乗ずる形で農業就業人口を設定。
世帯数	20,537	(814) 21,351	平成22年と令和2年の変化量による。
総農家数	732	( $\Delta$ 436) 296	平成22年と平成27年の変化量による。

令和7年の推計値は令和2年から令和12年の中間値による。ただし、世帯数については、過去の世帯数をもとにしたトレンド推計※値による。

#### 令和7年の推計値

総人口	43,877
農業就業人口	366
世帯数	20,933
総農家数	514

※トレンド推計：時系列データは、時間の経過とともに増加をする場合や減少する場合等、データの傾向（トレンド）をもとに将来の予測値を推計する方法。

## 5 土地利用目標値の算出基礎

### (1) 農用地

#### ① 過去の推移

※平成22年から令和元年までの土地利用転換実績

(単位:ha)

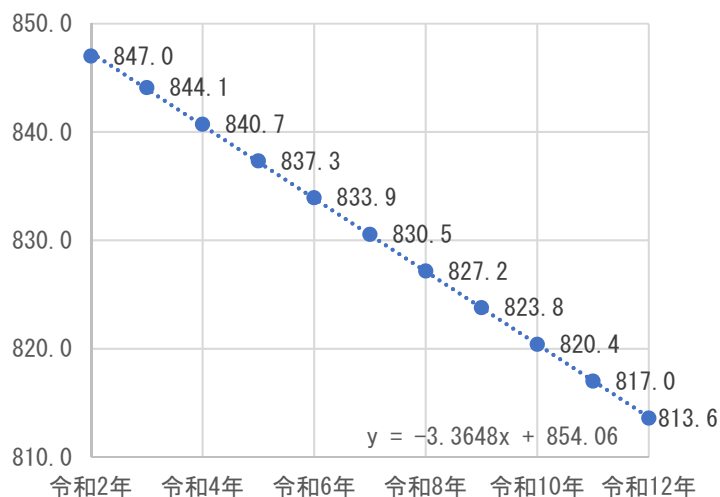
区分	平成22年	令和元年	増減量
田	814	770	△44(5.4%減)
畑	72	76	4(5.5%増)
採草放牧地	0	0	±0.0(±0%)
合計	886	846	△40(4.5%減)

#### ② 過去の実績によるトレンド推計

田は、年4.4ha減少(10年間で△44ha、△5.4%)。

畑は、10年間で4ha、5.5%増加。

採草放牧地は、過去10年間の実績が0であることから、今後の見込みも0と想定する。



#### ③ 今後10年間の転換見込み

赤穂IC周辺等の工業用地への活用を見込む。

農地の宅地化による減少。

#### ④ 目標値

①～③の要素を勘案して目標年次の転換量を次の通り見込む。

(単位:ha)

区分	田	畑	採草放牧地	合計
令和2年	768	79	0	847
令和7年	749	82	0	831
令和12年	729	85	0	814
令和17年	709	86	0	795
令和22年	689	87	0	776

(2) 森林

① 過去 10 年の転換実績

※平成 22 年から令和元年までの土地利用転換実績

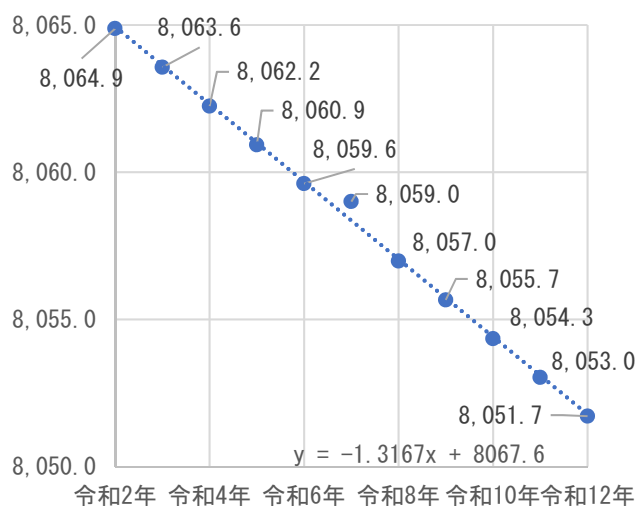
(単位: ha)

区分	平成 22 年	令和元年	増減量
国有林	107	107	±0.0(±0%)
民有林	7,969	7,960	△9(△0.1%)
合計	8,076	8,067	△9(△0.1%)

② 過去の実績によるトレンド推計

国有林は、過去 10 年間の実績が 107ha で変化がないことから、今後の見込みも 107ha と想定する。

民有林は、年 0.9ha 減少 (10 年間で △9ha、△0.1%)。



③ 今後 10 年間の転換見込み

なし。

④ 目標値

①～③の要素を勘案して目標年次の転換量を次のとおり見込む。

(単位: ha)

区分	国有林	民有林	合計
令和 2 年	107	7,958	8,065
令和 7 年	107	7,952	8,059
令和 12 年	107	7,945	8,052
令和 17 年	107	7,939	8,046
令和 22 年	107	7,933	8,040

(3) 原野

① 過去 10 年の転換実績

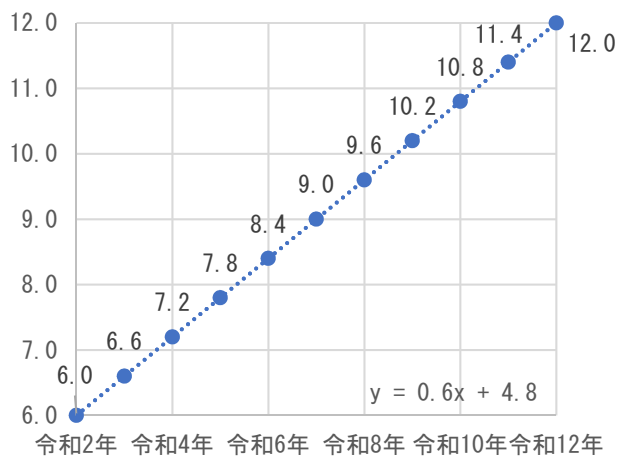
※平成 22 年から令和元年までの土地利用転換実績

(単位:ha)

区分	平成 22 年	令和元年	増減量
原野	0	3	3(-%)

② 過去の実績によるトレンド推計

原野は、平成 22 年公表値と平成 27 年公表値の変化が 3ha であることから、実績値を 5 年間で 3ha の増加と想定し、今後の土地利用面積を推計する。



③ 今後 10 年間の転換見込み

なし。

④ 目標値

①～③の要素を勘案して目標年次の転換量を次のとおり見込む。

(単位:ha)

区分	原野
令和 2 年	6
令和 7 年	9
令和 12 年	12
令和 17 年	15
令和 22 年	18



(4) 水面、河川及び水路

① 過去 10 年の転換実績

※平成 22 年から令和元年までの土地利用転換実績

(単位:ha)

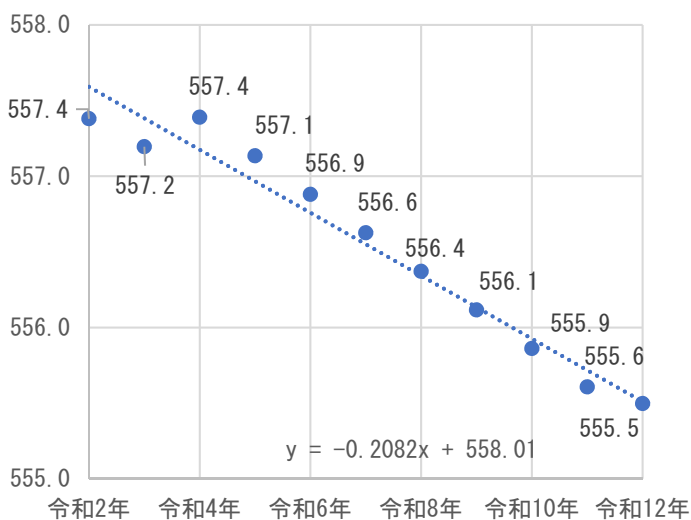
区分	平成 22 年	令和元年	増減量
水面	44	44	±0.0(±0%)
河川	473	473	±0.0(±0%)
水路	43	42	△1.0(2.3%減)
合計	560	559	△1.0(0.2%減)

② 過去の実績によるトレンド推計

水面は、過去 10 年間の実績が 44ha になっているが、今後の若干の減少を見込んだ値を想定する。

河川は、過去 10 年間の実績が 473ha であることから、今後の見込も 473ha と想定する。

水路は、年 0.1ha 減少（10 年間で △1ha、△2.3%）。



③ 今後 10 年間の転換見込み

水路分の各地及び道路等への転換。

④ 目標値

①～③の要素を勘案して目標年次の転換量を次のとおり見込む。

(単位:ha)

区分	水面	河川	水路	合計
令和 2 年	43	473	41	557
令和 7 年	43	473	41	557
令和 12 年	43	473	40	556
令和 17 年	42	473	39	554
令和 22 年	41	473	38	552

(5) 道路

① 過去 10 年の転換実績

※平成 22 年から令和元年までの土地利用転換実績

(単位:ha)

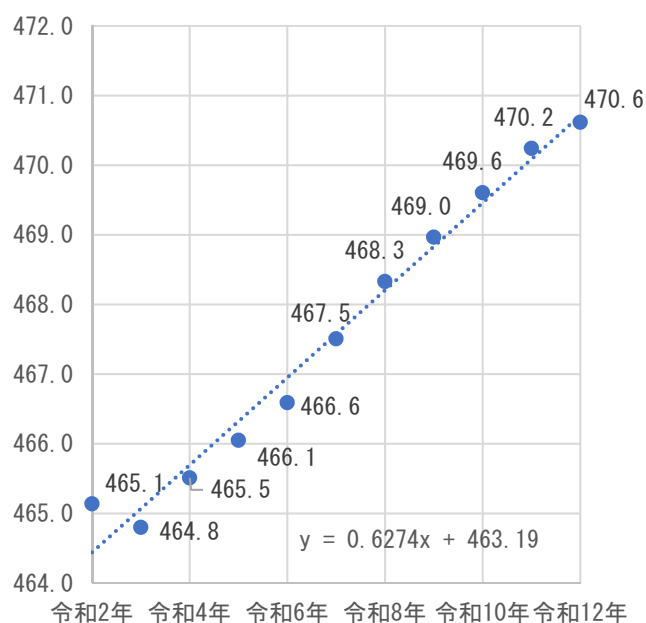
区分	平成 22 年	令和元年	増減量
一般道路	417	423	6 (1.4%増)
農道	39	39	±0 (±0%)
林道	4	3	△1 (25.0%減)
合計	460	465	5 (1.1%増)

② 過去の実績によるトレンド推計

一般道路、過去 10 年間でのトレンド値を採用。年 0.6ha 増加 (10 年間で 6ha、1.4%増)。

農道は、過去 10 年間の実績が 39ha であることから、今後の見込も 39ha と想定する。

林道は、平成 22 年の実績が 4ha、令和元年実績が 3ha であることから、年 0.1ha 減少 (10 年間で△1ha、△25.0%) と想定する。



③ 今後 10 年間の転換見込み

土地区画整理、道路事業による増加。  
農地の宅地化による農道の減少。

④ 目標値

①~③の要素を勘案して目標年次の転換量を次のとおり見込む。

(単位:ha)

区分	一般道路	農道	林道	合計
令和 2 年	423	39	3	465
令和 7 年	426	39	3	468
令和 12 年	430	38	3	471
令和 17 年	432	37	3	472
令和 22 年	435	37	3	475

(6) 住宅地

① 過去 10 年の転換実績

※平成 22 年から令和元年までの土地利用転換実績

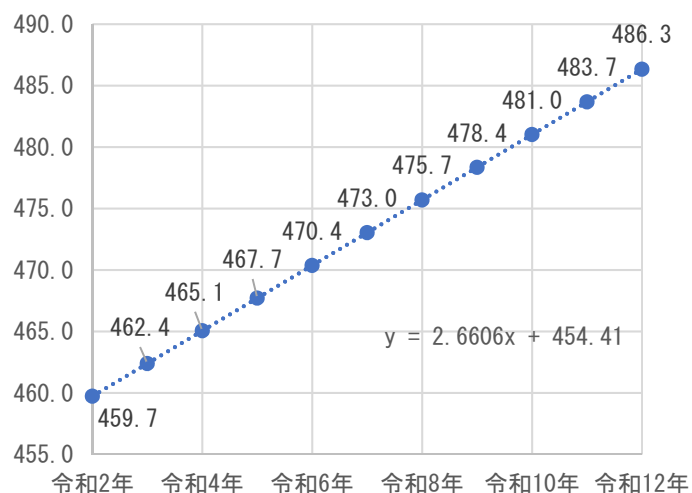
(単位:ha)

区分	平成 22 年	令和元年	増減量
公営住宅用地	14	14	±0 (±0%)
その他の住宅地	419	443	24 (5.7%増)
合計	433	457	24 (5.5%増)

② 過去の実績によるトレンド推計

公営住宅用地は、過去 10 年間の実績が 14ha であることから、今後の見込みも 14ha と想定する。

その他の住宅地は、年 2.4ha で増加 (10 年間で 24ha、5.7%増)。



③ 今後 10 年間の転換見込み

土地区画整理事業。  
道路整備 (国道 2 号、250 号)。  
民間開発。

④ 目標値

①~③の要素を勘案して目標年次の転換量を次のとおり見込む。

(単位:ha)

区分	公営住宅用地	その他の住宅地	合計
令和 2 年	14	446	460
令和 7 年	14	459	473
令和 12 年	14	472	486
令和 17 年	14	486	500
令和 22 年	14	499	513

(7) 工業用地

① 過去 10 年の転換実績

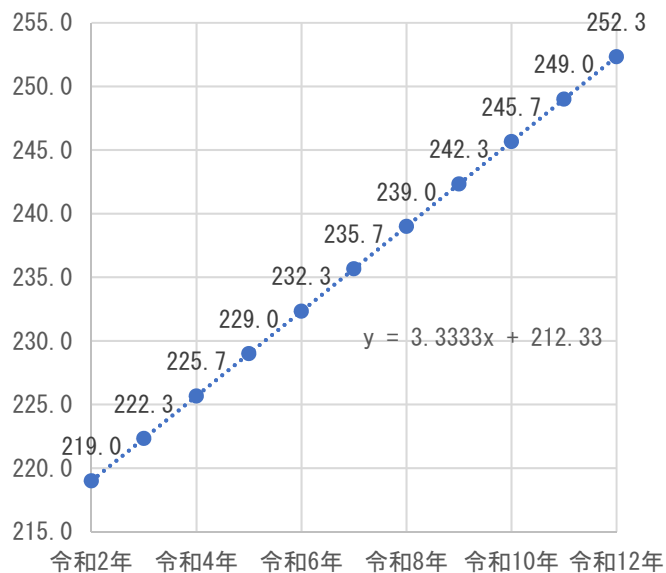
※平成 22 年から令和元年までの土地利用転換実績

(単位:ha)

区分	平成 22 年	令和元年	増減量
工業用地	287	216	△71ha (24.7%減)

② 過去の実績によるトレンド推計

工業用地は、過去 10 年間で、年 7.1ha で減少(10 年間で△71ha、△24.7%)しているが、今後の見込みとして、赤穂 I C 周辺等の工業用地への活用を見込む。



③ 今後 10 年間の転換見込み

赤穂 I C 周辺等の工業用地への活用を見込む。

④ 目標値

①～③の要素を勘案して目標年次の転換量を次のとおり見込む。

(単位:ha)

区分	工業用地
令和 2 年	219
令和 7 年	236
令和 12 年	252
令和 17 年	268
令和 22 年	285

(8) その他の宅地

① 過去 10 年の転換実績

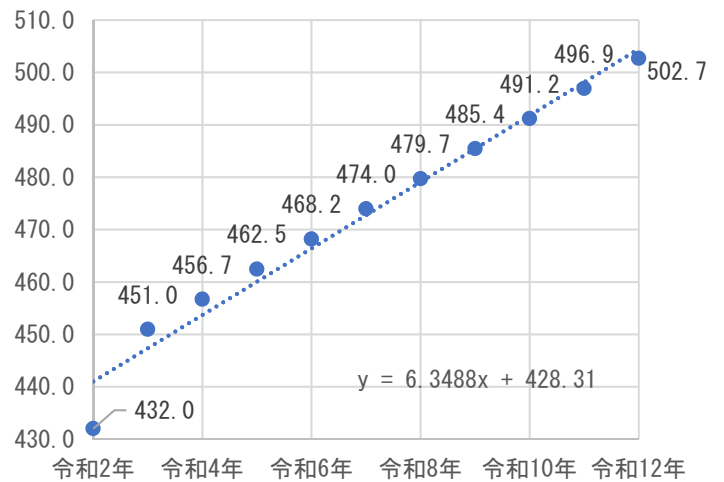
※平成 22 年から令和元年までの土地利用転換実績

(単位:ha)

区分	平成 22 年	令和元年	増減量
その他の宅地	370	435	65ha (17.6%増)

② 過去の実績によるトレンド推計

その他の宅地は、年 6.5ha の増加  
(10 年間で 65ha、17.6%増)。



③ 今後 10 年間の転換見込み  
なし。

④ 目標値

①~③の要素を勘案して目標年次の転換量を次のとおり見込む。

(単位:ha)

区分	その他の宅地
令和 2 年	432
令和 7 年	474
令和 12 年	503
令和 17 年	531
令和 22 年	560

(9) その他

① 過去 10 年の転換実績

※平成 22 年から令和元年までの土地利用転換実績

(単位:ha)

区分	平成 22 年	令和元年	増減量
その他	1,616	1,640	24 (1.5%増)

② 過去の実績によるトレンド推計

その他は、各土地利用によって大きく変動することが想定されることから、過去 10 年間でのトレンドは、採用が困難と考えられる。

③ 今後 10 年間の転換見込み

なし

④ 用途別土地利用設定との調整

区分	面積(ha)				
	令和 2 年	令和 7 年	令和 12 年	令和 17 年	令和 22 年
市面積	12,685	12,685	12,685	12,685	12,685
農用地	847	831	814	795	776
森林	8,065	8,059	8,052	8,046	8,040
原野	6	9	12	15	18
水面、河川及び水路	557	557	556	554	552
道路	465	468	471	472	475
宅地	1,111	1,183	1,241	1,299	1,358
その他	1,634	1,578	1,539	1,504	1,466

⑤ 目標値

①～③の要素を勘案して目標年次の転換量を次のとおり見込む。

(単位:ha)

区分	その他
令和 2 年	1,634
令和 7 年	1,578
令和 12 年	1,539
令和 17 年	1,504
令和 22 年	1,466

## 6 土地利用区分の定義

利用区分	定義	備考
<p>1 農用地</p> <p>1) 農地</p> <p>2) 採草牧草地</p>	<p>農地法第2条第1項に定める農地及び採草牧草地の合計である。</p> <p>耕作の目的に供される土地であって畦畔を含む。</p> <p>農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるもの。</p>	<p>「兵庫県農林水産統計年報」による「田及び畑」の合計である。</p> <p>「世界農林業センサス林業調査報告書」の「採草放牧に利用されている面積」のうち「森林以外の草生地(野草地)」である。</p>
<p>2 森林</p>	<p>国有林と民有林の合計である。</p> <p>1) 国有林</p> <p>ア. 林野庁所管国有林 国有林野法第2条に定める国有林から採草放牧地を除いたもの。</p> <p>イ. 官行造林地 旧公有林野等官行造林法第1条の規定に基づき契約を締結しているもの。</p> <p>ウ. その他省庁所管国有林 林野庁以外の国が所有している森林法第2条第1項に定める森林。</p> <p>2) 民有林 森林法第2条第1項に定める森林であって同法同条第3項に定める民有林。</p>	<p>地域森林計画対象及び同計画対象外の民有林面積の合計である。</p>
<p>3 原野</p>	<p>「世界農林業センサス林業調査報告書」の「森林以外の草生地」から「採草放牧地」又は国有林に係る部分を除いた面積である。</p>	
<p>4 水面・河川・水路</p>	<p>水面、河川及び水路をいう。</p> <p>1) 水面 湖沼(人造湖)と溜池の満水時の水面である。</p> <p>2) 河川 河川法第4条に定める一級河川、同法第5条に定める二級河川及び同法第100条による準用河川の同法第6条に定める河川区域。</p> <p>3) 水路 農業用水路。</p>	

利用区分	定義	備考
5 道路	<p>一般道路、農道及び林道の合計である。車道部(車道、中央帯、路肩)、歩道部、自転車道部及び法面等からなる。</p> <p>1)一般道路 道路法第2条第1項に定める道路。</p> <p>2)農道 農地面積に一定率を乗じた圃場内農道及び「市町村農道台帳」の農道延長に一定幅員を乗じた圃場外道路。</p> <p>3)林道 国有林林道及び民有林林道。</p>	<p>私道、道路運送法第2条第8項の自動車道は含まない。</p>
<p>6 宅地</p> <p>1)住宅地</p> <p>2)工業用地</p> <p>3)その他の宅地</p>	<p>「土地に関する固定資産の概要調書」の宅地のうち評価総地積(村落地区については宅地面積変動率を用いて補正したもの)と非課税地積を加えたもの。</p> <p>以下に掲げるア、イの面積の合計である。</p> <p>ア.「土地に関する固定資産の概要調書」の評価総地積のうちの住宅用地の面積。 村落地区については宅地面積変動率及び村落地区に占める住宅地割合を用い補正した面積を加える。</p> <p>イ. 県営住宅用地、市営住宅用地及び公務員住宅用地の面積。</p> <p>「工業統計調査結果報告(用地・用水編)」にいう「事業所敷地面積」を従業員4人以上の事業所敷地面積に補正したもの。</p> <p>次のアとイの合計面積</p> <p>ア. 従業員30人以上の事業所は、工業統計調査による「用地・用水編」の敷地面積</p> <p>イ. 従業員4人以上29人以下の事業所面積=(従業員30人以上の事業所面積)×(従業員4人以上29人以下の事業所製造品出荷額)÷(従業員30人以上の事業所製造品出荷額)</p> <p>1)、2)の区分のいずれにも該当しない宅地。</p>	<p>「宅地」から1)住宅地及び2)工業用地を除く。</p>
7 その他	<p>国土面積から「農用地」、「森林」、「水面・河川・水路」、「道路」、及び「宅地」の各面積を差し引いたものである。</p>	



## 赤穂市国土利用計画(第五次)

〒678-0292 兵庫県赤穂市加里屋 81 番地  
TEL : 0791-43-3201 (代表) FAX : 0791-43-6892  
URL : <http://www.city.ako.lg.jp>  
編 集 : 市長公室 企画政策課  
発行年月 : 2022年(令和4年)3月